

自行车交通管理规则（1）

自行车与步行者间的事故是10年前的4.8倍

2006年一年，日本全国共发生17万4千起与自行车有关的交通事故，这一数字是十年前（约14万起）的大约1.2倍，其中“自行车与步行者”之间的事故（约2800起）竟高达十年前（约580起）的4.8倍。

此次进行修改的内容

2007年6月20日，国家颁布了包括加大对酒后开车的惩处力度，强化自行车交通管理规则及强化高龄驾车者对策等内容在内的《修改部分道路交通法法律》。

在此期里，我们打算通知大家上述法律中《强化自行车交通管理规则》这项内容。

另外，法律实施日期（法律生效日）因法律修改内容的不同而不尽相同。《强化自行车交通管理规则》之法律生效日，定于自交付之日起的一年以内（截止到2008年6月20日。本栏目发稿时还未正式决定）。

此次对下述几条自行车交通管理规则作出了修改。

1. 普通自行车在标有可通行于人行道标志这一情况之外，①普通自行车的驾驶人须为儿童、幼儿（12岁以下的孩子）或是经法律承认在机动车道上行走时有危险的人（残障者等）时，②根据机动车道及交通状况，为保证符合上述条件的普通自行车驾驶人的交通安全，不允许其在人行道上通行时，上述骑车人方可再人行道上通行。但是，警察等，为保证步行者的安全，认为有必要发出禁止上述普通自行车驾驶人在人行道上通行的指令时除外。

2. 关于标有“普通自行车通行指定部分”（根据标示等，为普通自行车应通行部分），普通自行车必须在符合上述条件的区域内徐

じてんしゃ こうつうるーる 自転車の交通ルール（1）

歩行者との事故は10年前の4.8倍に

2006年、全国で起きた自転車が関係する交通事故は1年間で約17万4千件で、10年前（約14万件）の約1.2倍ですが、このうち、「自転車対歩行者」の事故（約2,800件）は、10年前（約580件）の約4.8倍にのぼります。

今回の改正内容

昨年6月20日、飲酒運転の厳罰化、自転車の交通ルールの厳格化、高齢ドライバー対策等の強化などを内容とした「道路交通法の一部を改正する法律」が公布されました。

今回は、これらのうち、「自転車の交通ルールの厳格化」についてお知らせします。

なお、法律の施行日（効力が発生する日）は、改正内容により異なりますが、「自転車の交通ルールの厳格化」については、公布から1年以内（本年6月20日まで。本原稿執筆時点では未定）となっています。

今回の改正により、以下のように自転車に関する交通ルールが見直されました。

1. 普通自転車は、歩道通行可を示す標識等がある場合のほか、①普通自転車の運転者が児童、幼児（12歳以下の子ども）又は車道を通行することが危険であると認められるものとして制令で定める者（身体障害者等）であるとき、②車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき、には、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するために必

行（以车辆可以立即停下的速度通行），当人行道上没有步行者时，可根据人行道情况以安全的速度和方法通行。

3. 当人行道上有普通自行车通行指定部分标志时，人行道上的步行者，应尽可能避开该指定部分行走。

4. 对儿童或幼儿拥有监护责任者，在载着儿童或幼儿骑自行车通行时，应尽可能为儿童或幼儿戴上机动车用头盔。（此为努力义务。非属处罚条例）

■ 安全骑乘自行车的五大纪律

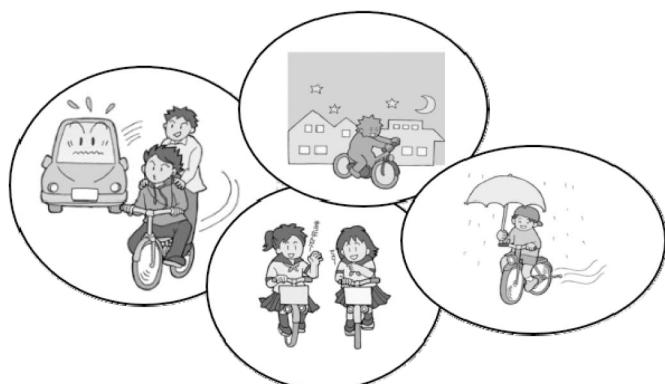
我们将上述有关安全骑乘自行车的内容，简洁地归纳为以下五条：

- 1 原则上自行车是走机动车道，走人行道是例外
- 2 在机动车道要靠左侧道行
- 3 人行道上步行者优先，自行车要靠近机动车道慢慢行
- 4 要遵守交通规则

- 禁止酒后骑车、带人、并排齐行
- 晚上要打开车灯
- 在交差路口，遵守信号、暂时停车、确认安全

5 要给孩子带上头盔

(未完待续)



図：大和署交通課ホームページより転載
图片：摘自大和署交通课网页转载

要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りではない。

2. 普通自転車は、歩道の「普通自転車通行指定部分」（標識等により普通自転車が通行すべき部分）として指定された部分については、当該指定部分を徐行（車輪がすぐに停止できるような速度で進行すること）しなければならないが、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。
3. 歩道を通行する歩行者は、標識等により普通自転車通行指定部分があるときは、当該指定部分をできるだけ避けて通行するよう努めなければならない。
4. 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない（努力義務。罰則規定はない）。

■ 自転車安全利用五則

これまで述べてきた自転車の安全利用について、その内容を簡潔にまとめると次の5点となります。

1. **自転車は、車道が原則、歩道は例外**
2. **車道は左側を通行**
3. **歩道は歩行者優先で、車道よりも車道は歩行者優先で、車道よりを徐行**
4. **安全ルールを守る**
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. **子どもはヘルメットを着用**

じごう つづ
(次号に続く)